

令和2年3月 教育委員会定例会会議録

○日 時 令和2年2月21日（金） 13：30～17：10

○場 所 有明庁舎 1階相談室

○出席委員の氏名

教 育 長 森 本 和 孝
委 員 本 多 直 行
委 員 友 永 峰 昭
委 員 立 花 博
委 員 森 み ず き

○欠席委員 なし

○委員以外の出席者の氏名

教 育 次 長 平 山 慎 一 教育総務課長 菅 幸 博
学 校 教 育 課 長 古 瀬 唯 二 社会教育課長 松 本 恒 一
ス ポ ー ツ 課 長 浅 田 寿 啓 書 記 北 島 久 弥

○傍聴者 なし

○議事日程

- 開 会
- 第 1 会期決定
 - 第 2 会議録署名委員の指名
 - 第 3 前会会議録の承認
 - 第 4 教育長報告及び各課2月行事報告
 - 第 5 議案上程

4号議案	議会の議決を経るべき議案について (平成31年度島原市一般会計補正予算第4号)	原案 可決
5号議案	議会の議決を経るべき議案について (平成31年度島原市一般会計補正予算第5号)	原案 可決
6号議案	議会の議決を経るべき議案について (令和2年度島原市一般会計当初予算)	原案 可決
7号議案	令和元年度稽古館奨励賞の交付について	修正 可決

8号議案	島原市少年センター規則の一部を改正する規則	原案可決
9号議案	第三次島原市子ども読書活動推進計画について	原案可決
10号議案	島原市文化財保護審議会委員の委嘱について	原案可決
11号議案	令和2年度島原市立小中学校教職員人事異動の内申	原案可決

第 6 次回定例教育委員会日程について

第 7 その他

(1) 報告事項

- ① 第2期島原市教育大綱（案）について
- ② 島原市小・中学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針（素案）について
- ③ 3月行事予定表

(2) その他

第 8 閉会

【会議録】

開会 (13:30)	
森本教育長	みなさん、こんにちは。ただいまより3月定例会を開催いたします。
第 1 会期決定	
森本教育長	まず、日程第1「会期の決定」を議題といたします。 会期は、本日1日とすることよろしいでしょうか。 (「はい」の声)
森本教育長	それでは、会期は本日1日と決定いたします。
第 2 会議録署名委員の指名について	
森本教育長	次に、日程第2「会議録署名委員の指名」を行います。 会議録署名委員に立花委員と森委員を指名しますので、よろしくお願 いします。 (「はい」の声)

第 3 前会会議録の承認

森本教育長	次に、日程第3「前会会議録の承認」を議題といたします。1月31日に行いました定例会の会議録につきましては、お手元に渡してございます。ご覧いただきまして、何かお気づきの事がございましたら、ご意見をお願い致します。しばらく目を通していただきたいと思います。
森本教育長	いかがでしょうか、字句の訂正を除き承認してよろしいでしょうか。 (「はい」の声)
森本教育長	それでは承認いたします。もし字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

第 4 教育長報告及び各課2月行事報告

森本教育長	<p>次に、日程第4「教育長報告及び各課2月行事報告」を議題といたします。まず、私のほうから報告させていただきます。</p> <p>新型コロナウイルスの感染が広がりつつあり、福岡の方でも発症者が出たということで、本日のニュースで北海道では10歳未満の発症者が出たとの報道がされていたようです。</p> <p>本日福岡のほうで研究会が予定されており、本市からも参加を予定していたのですが、急遽、行ったけれども中止になったという報告も来ております。</p> <p>今後、どうなるのかという見込みが立たないわけですが、福岡市のほうが学校をどうしたのかと心配もしております。</p> <p>後ほど、コロナに関する学校での対応について、学校教育課のほうから報告等があるかと思えます。</p> <p>わたしからは、5点報告いたします。</p> <p>1点目は、東京パラリンピック事前キャンプの覚書の締結についてです。今月15日の現地時刻午後3時、ドイツのエアフルトにおいて、パラリンピックの事前キャンプの覚書を、ドイツパラリンピック委員会、長崎県、島原市と交わしました。本市からは、古川市長、そして平山次長の2人が出席しました。</p>
-------	--

いよいよ大きなイベントが始まるという実感を持ちました。

国際観光スポーツ交流都市として、世界に発信する機会を得ましたので、教育委員会だけではなく、市をあげて全力で取り組みたいと思います。詳細については、この後平山教育次長から報告があります。

2点目は、教育委員さん方の学校訪問への参加についてです。2月6・7の両日、平戸市で第4回都市教育長協議会が開催されました。会議中の情報交換で、教育委員さん方の学校訪問についての協議がありました。

本市においては、14校すべての学校を経営訪問、巡回指導と2つの性質ごとに分けて回っており、この他研究指定の学校の研究会にも参加してもらっています。他市の状況を紹介しますと、訪問する学校数の多少はあるものの、学校訪問は計画的に実施されている。佐世保市は32校、壱岐市は全校22校。

ただし、教育委員さん方が参加される学校訪問については、多い市で佐世保市の12回、少ないところで1回ということで、本市が一番多いことがわかりました。教育委員さん方に学校現場を見てもらうということが、学校を理解してもらうのには一番の方法であると考えております。委員さん方の御協力に改めて感謝いたします。ありがとうございます。

3点目は、特別支援教育についてです。先週14日（木）に市内特別支援学級合同のお別れ会が実施されました。委員の皆様には、御出席いただきましてありがとうございました。

残念ながら、中学校3年生が1名欠席していましたが、中学生5名、小学生7名が卒業、進学することとなりました。長いこと、この行事には参加させてもらっているが、子供の成長のすばらしさを感じるとともに、心が温まり、勇気と元気をもらう行事であるなど感じております。

中学校は、5名のうち3名は、不登校で苦しんでいた生徒であるが、進学が決定していると聞いており、高校でも頑張ってくれることを期待している。

本市は、9つの小学校に23の特別支援学級があり、50名の子供が在籍している。また、中学校には、5つの中学校に12の特別支援学級があり、19人が在籍している。

これは、対象となる児童生徒が増加しているというよりは、特別支援教育に対する保護者の理解が深まってきたと捉えています。教育委員会としても今後とも支援・指導を続けていきたいと考えております。

4点目は、子どもたちの健全育成に係る地域行事についてです。11日に、杉谷地区の天神講書写展の表彰式に参加しました。

これは、杉谷地区青少年健全育成協議会が主催して毎年行われている行事で、本年で40回目を迎えています。

本年度は、古賀友一郎参議院議員も出席して驚きました。

この行事は、戦前には文字が上達するよう書き初めしたものを天神様、神社に奉納して飾ることがどこの地区でもあったと聞いているが、杉谷地区では、これを復活させて取り組んでいる。小学生から高校生までの作品が展示してありましたが伝統行事として定着しているようです。霊丘地区のカルタ大会、そして白山地区のスケッチ大会など、文化面での行事にも注目すべきであると思いました。

5点目は、教職員の働き方改革ということで、お手元に、資料を差し上げております。

令和元年度の各市町の教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査が公表され、マスコミで報道されました。

これは、文部科学省が昨年7月1日時点で、県・市町村教育委員会に調査をかけた結果が公表されたものです。

文部科学省は、各教育委員会が、どの程度働き方改革を進めているのかを、調査をかけるだけでなく、結果を公表することにより、さらに取組を進める、というねらいがあります。

本市の状況について、それぞれ名前が挙がっていますが、現在、少しずつではありますが、進めていっているところです。本日は、在校時間の上限に関する方針について、その他の項で御意見をいただきたいと思っております。

私のほうからは以上となります。引き続き平山次長から報告願います。

平山次長

では、私のほうからドイツ障がい者スポーツ連盟との協定を結んで参りましたので、報告します。皆さんのお手元に写真付きの資料をお配り

しております。

先週土曜日から、2月15日の夜半に羽田を出まして、市長と二人でドイツまで行ってまいりました。それで協定をドイツの方で結んだんですけれども、その会場には県も一緒に協定を締結しますので同席しておりました。

資料の最初にありますのが、ドイツのエアフルトという市でしてこちらに国際パラ陸上競技ということで、ドイツの障がい者の全国大会がちょうど開催されておりました。

当初は競技会場の事務室を借りて協定を結ぶ予定だったんですが、ドイツのほうの中心的女性の方ペーターズさんの計らいで、競技を一時中断しまして、トラックの真ん中で協定を結ぶということで、選手の皆さんとか、応援の皆さん観客の皆さんが見守るなかで、本当に温かい雰囲気なかで協定を結ぶことができました。

それで、1枚目の一番下のところの写真を見ていただきますと、一番右側がペーターズさんとおっしゃいまして、この方が責任者となります。そのとなりの男性が通訳兼コンサルの方で、その左の大きな方がセバスチャンさんで、ロンドンの円盤投げ、それからリオの砲丸投げの金メダリストですね、それから古川市長、そのとなりの小さい方がニコさんといって、この方もリオの砲丸投げの金メダリスト、その左が県の野口課長、一番端がケインさんとおっしゃって、この方も専門の部長さんです。

ということで、島原市と宮崎市が分散して陸上競技が来られるみたいなんです。どうしても島原市の方を見られて、ホテルもきちんとしている、陸上競技場も車で横づけしてそのまま競技場に入れるとか言う部分で島原市に重点的に選手を派遣したいと。ということは、障がいの重い方が来られる可能性もあるんですけど、全体として選手とスタッフを併せて25人程度で来島されることになりました。

最初は向こうは30人程度とおっしゃられてたんですけど、こちらも受入れが厳しいことを説明して、最終的には25人程度ということになりました。そういう細かいところについても話をしてまいりました。

資料にですね、その当時の写真と、それと長崎新聞島原新聞、それと実際の覚書ですね、及びこれまでの経緯の資料をつけております。

	<p>覚書もそのとき基本的な覚書と、翌日に責任者のペーターズさんと3時間ぐらい打ち合わせをしまして、もう少し細かいところまで話をしてきたところでは。</p> <p>なんといってもパラリンピックの開催時期が真夏の暑い時期ですので、事前にハードなトレーニングはしてくるが、島原では調整的なことになるだろうと、あとは暑さに慣れるということを目的に島原に来たいとのことです。</p> <p>後は、島原には山も海もあって非常に環境がいいので、リフレッシュ的なこともしたいとおっしゃってました。</p> <p>滞在は8月11日から19日の予定です。お盆の真ただ中になります。一番暑い時期になろうかと思えますけれども、スポーツ課、教育委員会だけではなく、福祉部門そして島原市の市民の皆さん全体でお迎えして対応したいと思っております。</p> <p>それで、今後ですね、事前キャンプ地としての交流とか事後の交流とかが出てきますけれども、まだ始まったばかりではありますが、全体として何かいいものが残るようにしていければと考えております。以上です。</p>
森本教育長	はい。それでは続いて教育総務課お願いします。
菅 課 長	教育総務課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（教育総務課）」の内容説明。
古 瀬 課 長	学校教育課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（学校教育課）」の内容説明。
松 本 課 長	社会教育課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（社会教育課）」の内容説明。
浅 田 課 長	スポーツ課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（スポーツ課）」の内容説明

森本教育長	ただ今の報告につきまして、何かご質問やご意見がありましたらお願いします。
森本教育長	<p>よろしいでしょうか。なにかありませんか。</p> <p>ご意見等が無いようでしたら、次にいってよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
第 5 議案上程	
森本教育長	<p>それでは、日程第5「議案上程」に入ります。</p> <p>第4号議案</p> <p>議会の議決を経るべき議案について</p> <p>(平成31年度島原市一般会計補正予算第4号)</p>
森本教育長	第4号議案について、提案理由の説明をお願いします。
菅 課 長	<p>議案集の1ページをご覧いただきたいと思います。第4号議案 議会の議決を経るべき議案についてご説明いたします。</p> <p>平成31年度島原市一般会計補正予算第4号の教育委員会部分について議会に提出する地方自治法及び市の規則の規定に基づいて教育委員会の承認を求めるものでございます。</p> <p>中身につきましては2ページ3ページをご覧いただきたいと思いますが、16款寄附金、教育費寄附金ということで、教育総務費の北村西望賞基金に10万円、保健体育費のスポーツ振興基金寄附金に5万円、合計15万円の費用を計上しております。</p> <p>中身につきましては、西望賞基金につきましては、市内在住の佐藤利宗先生が、自身の個展を開催されたときの収益の一部を西望賞基金に寄付していただいております。</p> <p>振興寄附金につきましては、元市職員の高見彰久様からお母様の香典返しの一部ということで、スポーツ振興基金に寄付をいただいております。</p> <p>4ページ5ページのほうに、寄附をしていただいた方の主旨に基づい</p>

て北村西望賞基金に10万円、スポーツ振興基金に5万円の積立を計上しております。

続きまして6ページと開会前に配布しております第3表繰越明許費をご覧ください。

第3表繰越明許費の10款の教育費でございますけれども、2項の小学校費、これにつきましては、9月補正に計上しておりました第二小学校の体育館横の屋外トイレの改築工事、それと第五小学校の特別教室棟のトイレの改修工事合せて2千125万円、この分の年度内の事業完了が厳しいということで繰越明許をお願いするものでございます。

それと、中学校費につきましては、同じく9月補正に計上しておりました第一中学校の運動場脇のトイレ改修工事及び第二中学校の体育館横の屋外トイレの改修工事、合せて2千8百26万7千円になりますが、これも同じく来年度への繰越明許をおねがいするものでございます。

4項の社会教育費につきましては、12月補正で計上しておりました島原図書館整備事業ということで、ガス式の空調設備の改修費用それを1千20万円、併せまして島原文化会館整備事業ということで駐車場に設置しております浄化槽の改修工事、これを1千5百88万5千円、合計7千5百60万円ほどを次年度に繰り越すために明許を補正予算として計上しているところでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

森本教育長

ただいま、第4号議案について説明がございました。なにかご意見、ご質問があればお願いいたします。

森本教育長

よろしいでしょうか。無いようでしたら、第4号議案については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

森本教育長

それでは、第4号議案は原案のとおり承認いたします。

第5号議案

議会の議決を経るべき議案について

(平成31年度島原市一般会計補正予算第5号)

森本教育長
菅 課 長

第5号議案について、提案理由の説明をお願いします。

第5号議案についても、提案理由は同様でございます。

第5号として、教育費関係の所要経費を議会に提出するために、本教育委員会の承認を求めるものでございます。

9ページ10ページをご覧ください。実はこれにつきましては、後ほど説明を申し上げます令和2年度の当初予算として一旦計上をしております第五小学校及び第二中学校の非構造部材の耐震化ということで外壁改修と防水工事、併せまして、同じく第五小学校、第二中学校の降灰防除事業ということでエアコンの更新工事、この2つの事業を国の交付金を活用して当初予算でやりたいということで計上をしていたところでありましたけれども、国の補正予算で前倒しで内示がありましたので、その分を追加補正をして繰越すと、事業自体は新年度でやりますが、そういう内容でございます。

従いまして、令和2年度の一般会計当初予算書資料の右下23ページ24ページ、こちらの主要事業説明書は小中併せた形になっておりますが、予算書は体裁上、小学校費、中学校費と分けて書いてございますけれども、まず、議案集の10ページですね、小学校費ということで、こちらのほうに第五小学校の非構造部材耐震化事業として、1億6千3百万円ほどを降灰防除、空調設備の更新費として5千2百万円ほどを計上しております。中身につきましては、第五小学校のほうを外壁と防水工事の改修工事、併せまして普通教室特別教室の空調機62基の更新と、それに伴う事務費として技術員の人件費と設計業務委託料を計上しているところでございます。

11ページをご覧ください。中学校費としまして、同じく第二中学校の外壁と屋上防水の改修工事2億9千万円、それと普通教室特別教室の空調機86基の更新費用と人件費、設計業務委託料、7千1百万円ほどを計上しております。

なお、外壁改修につきましては、第五小学校、第二中学校ともに現建物が3棟ございますけれども、個別施設計画のなかで今後の児童生徒の

	<p>減少等を加味しながら1棟は後年度に廃止をするという計画でございますので、今回の改修計画ではそれぞれ3棟のうち2棟の改修、空調については児童生徒が実際におりますので、3棟分の更新費用を計上しているというところでございます。</p> <p>歳入につきましては、非構造部材耐震化が1/3、降灰防除が2/3の交付金の歳入額を予算計上させていただいているということでございます。</p> <p>次に12ページをご覧ください。冒頭説明いたしました、この時期の予算計上ということで、当然全額を次年度に繰り越して事業をしたいということで、事業費の全額を繰越明許として予算計上しているところでございます。以上で説明を終わります。</p>
森本教育長	<p>ただいま、5号議案について説明がございました。なにかご意見、ご質問があればお願いいたします。</p>
本多委員	<p>確認です。今五小と二中、それぞれの外壁改修、屋上防水、エアコン改修ですね、これについては今補正が挙がってますけれども、同じものが当初予算にも挙がっている、前倒ししたので、この当初予算の分は補正で落とすというような恰好でいいんですよね。</p> <p>それで事業費なんですが、大がかりな工事ですね。繰越明許はしたものの実際するとしたら連休ないしは夏休みになるのかなという気はしますけれども、完成見込みというのは大体わかるんでしょうか。</p>
菅 課 長	<p>確かに繰越をしますので事故繰越以外は、令和2年度中に完成をしないと予算上厳しいということで、ただ、議決をいただければ早期の着工ができますので、年度当初から速やかに起工、契約等を進めたいと考えております。</p>
本多委員	<p>わかりました。それともう一点、主要事業説明書23、24ページのところでは、特定財源として地方債が入ってますが、これについても当然申請の手続きが必要になってきますけれども、議案の12頁のところには、地方債は載ってないので、それはどういった手続きになります</p>

菅 課 長	<p>か。</p> <p>地方債につきましては、当初でも補正でも活用をしたいとおもっておりますけれども、まだ私たちが出す時点で財政のほうが、どの地方債を活用するのか、まだ明確ではありませんでしたので、すいませんがここを空欄にさせてもらってます。今の時点でわかっているのが、新年度については、過疎債で100%充当したいということで、端数分しか一般財源が出ていないんですけれども、補正予算の場合は補正予算債ということで、補助対象の部分しか起債の対象にならないということで、防水工事部分の部分が一般財源が出てきます。</p>
本 多 委 員	<p>分かりました。</p>
森本教育長	<p>さきほどの工期の件ですけれども、やはり子供たちが一番使わなくてはならない夏場にはちょっと厳しいと思われませんが、そこはどうか。</p>
菅 課 長	<p>特にエアコンですね、これが今年度全国的に一斉導入されたということで部材が足りなかったんですが、現在は一定程度落ち着いているのかなということころで、早めに設計業務をしまして、なんとか夏休み中に工事を終わって2学期からは新しい設備で授業ができればと考えております。</p>
森本教育長	<p>よろしく申し上げます。他に無いようでしたら、第5号議案については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
森本教育長	<p>それでは、第5号議案は原案のとおり承認いたします。</p> <p>第6号議案</p> <p>議会の議決を経るべき議案について</p>

(令和2年度島原市一般会計当初予算)

森本教育長

第6号議案について、提案理由の説明をお願いします。

菅 課 長

第6号議案についてでございますが、これについても提案理由は同じでございます。令和2年度の一般会計当初予算の教育関係部分について本教育委員会の承認を求めるものでございます。

中身については第6号議案別冊という資料をご覧いただきたいと思っております。資料的には事項別明細ということで、1ページ2ページに歳入歳出のそれぞれの詳細を、それと3ページの方に一般会計当初予算への重点要望事項ということで、予算要求額と実際に措置された予算額の明細を、それと4～7ページにつきましては、市全体の予算のうちに主要事業と言われる主なものを列挙しております。

教育委員会関係につきましては、10款となりますので、8ページのほうにそれぞれ計上しております。その詳細については、後ろのほうに事業の説明をつけているところでございます。

総額で申し上げますと、本年度の予算額が23億3346万7千円ということで前年度に比べますと、11.5%、2億4千121万円の増となっております。主な理由としましては昨年度パソコン教室と普通教室のパソコン端末の導入、ICT環境整備事業費として2億5千万円ほど計上しておりましたけれども、この分が減っている。

それと、逆にさきほど補正で説明しました2つの小中学校の非構造部材耐震化事業と降灰防除事業、この分が大体5億8千万円ほどありますのでこの相殺で2億5千万円ほど増えたというところでございます。

個別的な事業の説明は割愛させていただきますが、お気づきの点等ありましたらこの場でご質問いただければと思います。それと、空調更新と外壁改修につきましては、こちらに資料は提出しておりませんが、どうしても新年度予算の配当がないと、うちのほうの財務会計では処理ができないということで、出しておりませんが、追加補正ということで当該経費の減額補正を計上する予定としているところでございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

森本教育長	今、第6号議案について説明がありました。ご意見・ご質問等あれば お願いいたします。
本多委員	この資料の35・36ページのところです。東京2020オリンピック パラリンピック、それから聖火リレー事業ということで、挙がってま すけれども、誘致に際しては大変お疲れ様でした。それで、予算額の財 源内訳のところ、その他の特財というのがありますよね、これはどう いったものか教えていただいてよろしいでしょうか。 パラリンピック事前キャンプ事業355万1千円の分です。
菅課長	ふるさと島原応援基金からの充当になります。
本多委員	分かりました。そういったものが別枠でふるさと納税を様々な事業に 充当している分があるということですね。
森本教育長	これは基金には返還しなくていいんですか。
菅課長	返還の必要はありません。しかしあくまで予算ですので、このままの 額で充当されるかは未定です。
本多委員	分かりました。とりあえず充当しておくということですね。
森本教育長	ふるさと納税の活用メニューはなんでしたか。市長おまかせだっ たか。
菅課長	スポーツの方になると思います。学生駅伝とか、1号機関車とかそう いうもの以外のメニューがいくつかございますので、そちらのほうから の充当だと思います。
森本教育長	他にございませんか。他に無いようでしたら、第6号議案について は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

森本教育長	<p>(「はい」の声)</p> <p>それでは、第6号議案は原案のとおり承認いたします。</p>
森本教育長	<p>第7号議案</p> <p>令和元年度稽古館奨励賞の交付について</p>
森本教育長	<p>第7号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
古瀬課長	<p>第7号議案について、ご説明いたします。第7号議案は令和元年度稽古館奨励賞の交付について、別紙のものに交付することについて議決を求めるものです。</p> <p>提案理由としましては、令和元年度稽古館奨励賞実施要項に従い、稽古館奨励賞を交付しようとするものであります。</p> <p>それでは、まず初めに、18ページの実施要項をご覧ください。本要項につきましては、平成31年1月の定例教育委員会において、委員の皆様からのご意見を伺い、その後、修正を加えたものであります。</p> <p>(1)に稽古館奨励賞の創設理由を記載しておりますが、これまで、文化情操面は北村西望賞があり、運動面では有馬スポーツ賞がありますが、学術面における賞がありませんでした。そこで、本年度より、学術面での奨励賞として、稽古館奨励賞を創設し、より調和のとれた児童生徒の育成に寄与するものであります。</p> <p>(2)には、交付対象や交付基準が記載されています。</p> <p>交付対象者は(1)にありますように、小学校6年生 各校1名ずつの計9名。中学校は、各校各学年1名ずつの計15名となり、市全体では、24名に対しての交付となります。</p> <p>交付時期については3学期の中旬以降を予定しており、各学校で表彰式を行い、校長から表彰をしてもらいます。</p> <p>(3)の交付基準についてですが、そこに記載しているとおりを考えています。特に、本奨励賞については、あくまでも学術面を評価するものであり、単に学力のみを基準にして交付するものではありません。</p> <p>各学校から推薦のあった児童生徒について、学力・文化活動・生徒会</p>

活動・ボランティア活動・部活動・学校での生活態度等を総合的に勘案し、児童生徒の人間性を総合的に判断したものであります。

それでは、15ページからの令和元年度 稽古館奨励賞候補者一覧の別紙をご覧ください。

15ページが各小学校の候補者、16、17ページが各中学校の各学年ごとの候補者となります。

各候補者とも学力面につきましては、一定以上の学力を有しております。また、各学校においては、幅広い観点や視点から学力以外の面も考慮したうえで、推薦をしてもらっています。

よろしくおご審議賜りますよう、お願いします。

森本教育長

今、第7号議案について説明がありました。ご意見・ご質問があればお願いします。

立花委員

前回もご意見申し上げましたが、個人的にどうもすっきりしないところがあります。というのが、実施要綱を見たときに創設理由のなかに、今回学術面における云々のところで、より知・徳・体の調和のとれた本市の児童生徒を育成するとともに、学術面における本市の云々育成するとともに、とりわけ学力向上の推進ということですよ。

それで、交付基準としては、学術面、学力と学術の住み分けも、私自身はよくわからないんですが、学力面については、今課長さんのお話だと、ここに挙がっている児童生徒については、優秀な成績だということですが、交付基準の②、文化活動、生徒会活動いわゆるここが学術面だと思うんですが、例として有馬スポーツ賞を除くなど、①の上位3名から5名程度のなかで、文化活動の分野のなかで優秀な実績があれば備考に記入すると。それで、こちらの候補者一覧をみたときに、いろんなこともあるんで学力的なことについては出てきてないんですが、これを見たときにですね、どちらが主なのかははっきりしないんですね。やはり文化、生徒会、ボランティアで上がってきたものなのか、しかしそれはあくまでも優秀な実績があれば、備考に記入するんだと、メインは学力だと、学力向上の推進を図るための稽古館奨励賞だと謳ってるんだけど、学力が表に出てこないんですね、ですからここら辺が私自身としては、

この奨励賞、反対ではないんですがなにか、すっきりしたところに落ち着かないんです。

まとまりがない意見なんです、どうなのかなと学力向上の推進を図ることにこれが寄与することになるのかなという思いがあつてですね。

たとえばこれを校内で表彰しますよね、保護者からなんでA君なのと来た時に、これじゃだめですよ、A君は放課後のボランティアに積極的に参加して他の生徒の模範になったからA君なんですよでは、保護者は納得しないですよ。

学力は1番ですよということを言わないと、え、なんでA君なんですかとなったときの説明はどうなるんですかね。

中学校になるとある程度目に見えたものが出てきますから、説明しやすいかもしれませんが小学校の場合になんでA君なんですか、と言われたときに、いやA君は4教科のなかの成績がこうなんですよと言うのか言わないのかですね。

そのところはどう考えてますか。

古瀬課長

学校から推薦していただいたものには、学力も書いてあります。それを加味して、ここでは公にしておりませんが、聞かれたときには、学力の点数をいうわけにはいきませんので、この子は学力も頑張っておりますよ、上位ですというような説明になろうかと思えます。

勉強も頑張っております、学力面では問題ありませんという言い方になろうかと、点数が1番とか2番とか順位付けをするわけにはいきませんので、ただ各学校から挙げてきた書類には、要綱のとおり3名から5名の学力上位者、それプラス学術面ということで文化活動、生活態度それらすべて勘案して推薦をしていただいてまして、ここで挙がっている子どもがすべて1番の子どもではありません。学力以外でも活躍している子どもをここ載せておりまして、学力と学術面と併せて学校側に聞き取りをしまして、この子をということで挙げております。

立花委員

想いはわかるんですが、いや保護者からですよ、なんでA君なんですかと言われたときに、校長として、いやA君は学力も優秀なんですよという言い方はおかしいですよ。この奨励賞の創設理由が、学力もじゃ

なくて学力が優秀で、学力向上の推進を図るための賞なんですよと打ち出している限りは、学力がこの子はいいんですよ、併せてボランティア、文化活動等々もいいんですよという説明ならわかるんですが、いやこの子はですね、文化活動、ボランティアと生徒会活動をよく頑張っていて、学力も、すごいんですよというなら、順序が逆ですよ、説明されるほうは、いや校長先生おかしいでしょう。この賞は学力向上を図る、学力優秀ということで設けてるんでしょう、この子は学力が一番ということが頭にくるんじゃないですか、その後でボランティアとか文化的活動で、それもすごいんですよという説明なら私は納得できます。

だけど今校長先生がおっしゃったのは、この子は生徒会活動、ボランティア活動すごいんですよ、併せて学力もすごいんですよという説明は、この賞ができた筋書きとちょっと違うじゃないですかと言われたときに、僕が校長だったらどう答えるかなと、心情的にはわかるんですよ、文化・スポーツあるんで、学術という言葉が使ってますけど、学術も表彰して、ひいては島原市の子どもたちの学力向上の推進に寄与したいというのも十分、この賞を提案されるときにの主旨も分かったんですが、やはり出てきたものを見たときに、いいのかなと言う気がするんですよ。どうでしょうか。

古瀬課長

私今のご意見を伺って、要綱中のこの一文がちょっと引っかかるのかなと、創設理由の一番最後ですね、とりわけ学力向上の推進を図るといふ文言があるために、どうしても学力向上というのがありますので、この文言を削るか、書き換えるかして、さきほど委員さんが言っておられました、文化面も頑張っているんですよ、学力も頑張っているんですよという位置づけの賞にしてはと。

立花委員

いわゆるこの奨励賞の創設理由の主旨にあるのは、この交付基準の学術面、学術面において優秀な児童生徒に、これはわかる、つながるんですが、ところが創設理由に、とりわけ学力向上というのがやはり引っかかったんですね、ですから、もう一回ここを考えてもらいたいと。

古瀬課長

ありがとうございます。私もいまご意見を伺って、とりわけ学力向上

	<p>がの一文で学力が一番、それがすべてでそれにとって付けたようにととれなくもないので、その一文を考えてみたいと思います。</p>
立花委員	<p>いや説明がつくかなと思ひまして、逆でしょうこの子はやはり学力が一番だから表彰されるんですよというならわかるんですけど、文化活動、生徒会活動頑張ってるんですよ、学力もいいんですよというのは、主旨とちょっと違う気がします。</p>
森本教育長	<p>立花委員さんがおっしゃるとおりで、文言がおかしいなと思うんですね。いろんな賞を与えることによって、子供本人の意欲を高めるし、周りの子供たちも、よし稽古館奨励賞が欲しいなと頑張る、そこが当初の狙いだったんです。</p>
古瀬課長	<p>いまご意見を伺ひまして、育成するで止めたほうがいいのかなど、とりわけを外しまして、より知・徳・体の調和のとれた本市児童生徒を育成するという文言でいきたいと思ひます。</p>
森本教育長	<p>それから、委員さんが心配されていた学校側がどう説明するか、これも主管は教育委員会ですので、お問い合わせは教育委員会にお尋ねくださいと、学校は推薦しただけなのでということで、いわゆる、勉強は頑張っていたしボランティアとかいろんなことで、よく頑張ってくれたんですよと、何人か推薦はしましたけれど結果的にそうなりまして、うちはそのような形で。</p>
古瀬課長	<p>(4) ですけども、各学校から推薦を受け定例教育委員会で決定するとありますけれども、定例を削除させていただいてよろしいでしょうか、もしかしたら別の機会になるかもしれませんので教育委員会でということで。</p>
本多委員	<p>以前も聞いたかもわかりませんが、2の(1)対象と言うところがありますよね、中学校は各学年一人ずつ、小学校は6年生一人となっておりますけど、6年生に絞りこんだ理由とかそれをお尋ねしたいのと、</p>

古瀬課長	<p>それからもう一点、財源おそらくこれを当初予算に挙げておられるんでしょうが、財源はどうなっているのか、その2点をお尋ねしたいと思います。</p> <p>まず、小学校を6年生に絞ったのは、小学校を卒業するときに何か子供たちに、小学校で頑張ったのを糧に中学校でも頑張ってもらいたいという想いで6年生だけを対象にしまして、小学校のときは認められた、中学校でも頑張ろうという想いで6年生だけにしました。</p> <p>中学校についてはそれぞれの学年で、頑張っただけにこう一步一步、中学校3年生に向けて、努力をあるいはやる気を育てていければなと思ひまして、小学校1年生からしても、ちょっとわからないのかなという、小学生はやはりまだ幼いので、6年生くらいが一番わかるのではないかなと考えております。</p> <p>予算につきましては、表彰状だけの3千円5千円程度で、特に項目立てて要求しているわけではありません。</p>
本多委員	<p>分かりました。</p>
森本教育長	<p>他にございませんか。他に無いようでしたら、第7号議案については、一部修正のうで承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>それでは、第7号議案は一部修正のうで承認いたします。</p> <p>第8号議案</p> <p>島原市少年センター規則の一部を改正する規則</p>
森本教育長	<p>第8号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
松本課長	<p>18ページをお願いします。第8号議案 島原市少年センター規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。</p>

提案理由については、地方公務員法の一部改正により、特別職非常勤職員が「専門的な知識経験に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化され、島原市報酬及び費用弁償条例から少年補導委員の規定が削除されることに伴い所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものであります。

内容につきましては、次のページの新旧対照表で説明させていただきます。この第6条の規定でございますが、これは少年補導委員の報酬の支給について、規定をしていた条文でございます。

しかしながら、地方公務員法の改正によりまして、非常勤特別職の位置づけが厳格化されまして、少年補導委員がこの島原市報酬及び費用弁償条例の規定から削除されることになり、4月1日から施行ということで、12月市議会で条例改正されております。

これによりまして、第6条の報酬の規定を削除するとともに、この規則のなかに少年補導委員の職務がなかったものですから、その職務を具体的に規定したいという改正を考えているところでございます。

18ページをお願いします。この規則は令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

森本教育長

ただいま、第8号議案について説明がありました。ご意見・ご質問等あればお願いいたします。

本多委員

今回地方公務員法の一部改正によって、削除されたというご説明でしたけれども、そうしますとこの少年補導委員の身分というのは、どうなるのかということと、それから当然、非常勤の職員でしたら報酬が出ましたよね、あるいは費用弁償があったと思うんですが、この辺の取り扱いはどのようになるのか、その辺をまずお尋ねいたします。

松本課長

まず少年補導委員の身分ということですがけれども、今後は非常勤特別職からは外れることになりまして、活動自体は、有償ボランティアとしての活動になります。そういったことからこれまで活動の対価としてお支払いをしていた報酬につきましては報償費ということで、活動の実績

<p>本多委員</p>	<p>に応じた形で活動の対価をお支払いしたいと考えているところです。</p> <p>今説明がありました有償ボランティアということで、8節報償費だから謝礼ですよ。これまでは非常勤だったんで報酬があって費用弁償があって、だから10月1日付けの非常勤職員としてカウントされる身分だったんですが、今度はそれから外れるということになると、この職務の性質上、巡回の際にいろんなことに巻き込まれるような状況になりかねない。そうすると先ほど言った非常勤職員としての保険担保と言うか、そういったものがちょっと心配されるなどというのがありますけれども、他市はどのようにされてますか。</p>
<p>松本課長</p>	<p>他市につきましては、この少年センターが8市、旧8市になりますが、その8市に少年センターが設置されています。当然センターには少年補導員が設置されているんですけども、今回の地方公務員法の改正によりまして、長崎市を除く7市については、非常勤特別職から削除をして、報償費扱いということで、改正が行われております。</p> <p>長崎市についてはそのまま行くというようなことでありました。</p> <p>これまでは非常勤特別職ということで、公務災害の対象となっていたわけなんですけど、今回それができませんので、現在令和2年度の一般会計予算では一人当たり300円のボランティア保険に加入するようにしております。</p> <p>ただ取り扱いとしては、他市もまだはっきりしていないみたいなんですけど、市長公室の人事のほうでまとめてこういったものやっていくところもあるみたいです。</p> <p>今後市長公室と共有していきたいと思います。参考までに島原市のなかで同じ取り扱いになったのが、環境美化推進員、交通指導員あたりが、報酬から外されてボランティア的な形になっています。</p>
<p>本多委員</p>	<p>長崎市はそのままいくんですか。業務自体大変ですよ、夜中回ったりとか。</p>
<p>森本教育長</p>	<p>長崎市は出席報酬だそうです。うちのようき期間払いにしていない。</p>

	身分あたりをどうクリアしているのかは把握していません。
松本課長	地方公務員法改正が専門的知識を要する助言調査を行うものという規定で今回外れるわけなんですけれども、長崎市がこれに準ずる活動を、例えばしているかどうかわからないんですが。そういったところも理由にあるかもしれません。
本多委員	今回付け加えられる少年補導委員の職務の4項目については、専門的知識ということにはならない。
松本課長	一般のかたでも簡単な補導の要領というのを学べばできます。当然集団で行動しますので、特殊な知識等なくても活動は十分遂行できると考えております。
友永委員	活動の実態はやはりしょっちゅう行く人と、そうでない方で違いがあると思います。だから実績に応じてという一つの考えはやはり要るかもしれません。ボランティアでも例えば、地区を巡回するのに、本当のボランティア育友会の役員とかと一緒に回るボランティアもあるでしょう。それもやはり身分保障の問題があって、確認したことがあるんですけど、そういう問題もあるから補導の方も実績でやるというのが、いいかもしれないですね。
本多委員	その辺は報酬の在り方なんでしょうけどね。別表1に載ってないので、実績に応じて支出できる報酬はあるんですね、だから、その報酬でやる分と分ければいい話ですね。わかりました。
森本教育長	これはこの前、幹事さん方と補導員さんには、もう説明がしてあります。
本多委員	68名になるんですかね。
松本課長	68名以内になりまして、現在は67名を委嘱しております。

本多委員	報酬額も調整があったんですね。
松本課長	調整はしました。年額の報酬として島原市が八市のなかで一番安いという設定でした。特に過去の教育委員会でも、出席の多い方少ない方で同じ報酬はどうなのかというご意見も聞いたところでありましたので。また、幹事をされている方などは、いろんな会合とか事務があるものですから、そういったところも踏まえて1回あたり1500円ということで、考えておりますけれども、そういった形で対応していきたいと考えております。
本多委員	わかりました。ありがとうございました。
森本教育長	他にございませんか。他に無いようでしたら、第8号議案については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。 (「はい」の声)
森本教育長	それでは、第8号議案は原案のとおり承認いたします。 第9号議案 第三次島原市子ども読書活動推進計画について
森本教育長	それでは第9号議案について説明をお願いします。
松本課長	20ページをお願いします。第9号議案 第三次島原市子ども読書活動推進計画について、ご説明申し上げます。 提案理由についてですが、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項の規定により、第二次島原市子ども読書活動推進計画を策定しているが、本計画の期間が満了となることから、第三次島原市子ども読書活動推進計画を策定しようとするものであります。 別冊の第三次計画案をご覧ください。こちらに沿って説明させていた

できます。まずこれまでの経緯について少し説明いたします。

本計画の策定にあたりましては、令和元年8月29日に開催された定例教育委員会におきまして、島原市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱に基づき、12名の委員の委嘱について教育委員会の議決をいただきました。

そして9月27日に第1回目の策定委員会が開催され、教育委員会から委嘱状の交付と計画案の作成について依頼しました。その後1月17日まで4回の策定委員会が開催され、第三次島原市子ども読書活動推進計画案が作成され2月13日、委員長及び副委員長から教育長に計画案が提出されたため、本日議案として提出しているところであります。

次に計画案の内容について説明させていただきます。本計画案は平成26年に策定された第二次計画の精神を受け継ぎながら、今後の島原市にふさわしいあり方を検討し整理されたものでございます。

表紙をご覧ください。表紙に掲載しているテーマ、「豊かな心を育むために」は、平成11年に策定した第1次計画から引き継いでいるものでございます。

1ページをご覧ください。1はじめに、につきましては、子供の成長と読書活動との関係について述べたものであります。

2ページをご覧ください。2基本方針につきましては、第1次計画策定後の本市の子供たちを取り巻く図書館の整備状況、また、第2次計画策定後の読書活動の状況について整理してあります。

同じく2ページの3計画の期間につきましては、令和2年度から令和6年度までの5か年としております。

3ページをご覧ください。4第2次子ども読書活動推進計画における取組と課題につきましては、（1）家庭や地域における読書活動の推進、5ページの（2）図書館における読書活動の推進、7ページの（3）学校における読書活動の推進、8ページの（4）幼稚園・保育園（所）認定こども園などにおける読書活動の推進、（5）子ども読書歴の推進、9ページの（6）推進体制の整備の6つの項目について、第2次計画の成果を検証するために、これまでの取り組みと課題について整理してあります。

次に10ページの5子供読書活動推進のための方策については、同じ

	<p>く6つの項目について読書活動推進に対する考え方を整理するとともに、具体的な取組について提言してあります。</p> <p>特に第2次計画の大きな反省点として、策定委員からも子供の読書活動に関わる関係者の連携という点については、特に強化が必要という意見が多く、まず推進体制の整備を最初の項目に据え、以後は前回計画と同様の構成で策定しております。</p> <p>次に16ページ、6子供の読書活動の推進に関する数値目標につきましては、平成28年に策定した第2期島原市教育振興基本計画に記載された数値目標と同じ数値を、本計画の数値目標として定めてあります。</p> <p>最後に参考資料として17ページに策定委員会の設置要綱、18ページには国、県、市の計画の策定の経緯、19ページに委員の名簿を載せております。以上で説明を終わりますよろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
森本教育長	<p>ただいま、第9号議案について説明がございました。ご意見・ご質問があればお願いいたします。</p>
本多委員	<p>16頁の6ですね、子供の読書活動推進計画の数値目標ということで、挙がっておりますけれども、今回の第3次の推進計画は令和2年度から6年度までですよね。その期間でありながらこの目標数値が、令和3年度で終わっているのです、これはさきほど言われた教育振興基本計画から数値を持ってきたと言われますけど、これは、6年度の計画を挙げるからいらんんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。</p>
松本課長	<p>この16ページにおける図書館における図書貸出冊数、これは子どもに限らず、全体の貸し出し冊数になっております。また(2)不読者率これも既に達成した数字でありました。それで新たにこの計画だけの目標で数値を定めることはきびしいものがあるんじゃないかということで、教育振興基本計画にあったもので、そのまま踏襲したわけなんですけど、将来的に、この令和3年度で、この第2期教育振興基本計画も終了いたします。</p> <p>その後おそらく第3期の計画が作られていくと思いますので、基本的</p>

	<p>にはこれに準じて、目標を持って取り組んでいきたいという考え方ではありません。</p>
本多委員	<p>これだけ見ると令和3年度しかないのですが、いまおっしゃったように、教育振興基本計画があるとはいえ、この中ではこれで終わってしまっているのです、ちょっと疑問を持ちました。</p>
森本教育長	<p>ここは、但し書きでそう入れておいて第2期島原市教育振興基本計画の数値目標ということで、それを書いていますよと、令和3年度までの計画ですから、その後の数値目標については第3期の振興計画に委ねるといった変更が可能となるような形でしてはどうかと思いますけど。</p>
本多委員	<p>そういう形だったらいいと思いますけど、このままではこれで終わってしまうので。</p>
松本課長	<p>分かりました。今ご指摘がありましたように、本数値については、第2期教育振興基本計画の目標を使用しているということと、後第3期が策定された場合にはそちらに目標が続いていくというような、文言を追記させていただいて、公表していきたいと思います。</p>
本多委員	<p>よろしくをお願いします。</p>
森本教育長	<p>今回の計画における取組の、一番目は推進体制の整備ということで、本計画の周知などが1番目に来ているんですね。そういったことからダイジェスト版等の作成もして、市内保育園から幼稚園、小学校中学校、それぞれの総会あたりで少し話をしてもらうとか、広報に載せる、回覧板に載せるなど、この冊子にはなかなか目を通す機会がないので、ダイジェスト版にして周知を図るということですね。</p> <p>そこは議決をいただいた後、次年度に修正していきたいと思います。</p>
森委員	<p>ちょっとお聞きしたいんですけど、いま島原市内にはどのくらいボランティアグループがあるんですか。</p>

<p>松本課長</p>	<p>今、把握しているところで言いますと、まず学校図書ボランティアというのがございます。全校にはないんですが、私が聞いているのが第一小から第五小、そして三会小、それと大三東小学校が秋の読書週間に若干活動されているということをお聞きしております。</p> <p>中学校につきましては、一中二中三中、があっているという話を聞いております。委員にいらっしゃる山田先生が一中のボランティアということで、その方からお聞きしています。</p> <p>あと、公民館で活動しているボランティアでいきますと、安中のぐりぐらお話し会というサークル、杉谷には読み聞かせ会と水曜会というサークルが、ときどき活動しているということでした。</p> <p>もうひとつ白山公民館のほうで、白山お話広場というボランティアグループがございました。後は図書館でいきますと、有明の場合には来んねという読み聞かせサークル、それから、ときどき童話の会クスノキも活動をされているということです。</p> <p>島原図書館ではたんぽぽ、それからハナというボランティアサークルがあるということで、定期的な図書館が実施する読み聞かせの手伝いをされていると、大体いま把握しているのが以上でございます。</p> <p>ちょっと学校のほうのはっきり調べてなくて申し訳ございません。</p>
<p>森委員</p>	<p>雲仙市にときどき呼ばれていく時があるんですけど、雲仙市は各町のいろんな読み聞かせのボランティアがいらっちゃって、なおかつそのボランティアが集まって、回転木馬という、ひとつの会を作って、公民館でのイベントとかの際に協力し合って読書推進の読み聞かせをされたりとか、結構大がかりにされているところがあって、勢いがあるなと感じたものですから、島原市もいろんなサークルが集まって、力を併せたら、子供たちの読書に対する関心をもっと高まるんじゃないかなと思ったものですから、どのくらいあるのかなとお聞きしたんですけど。</p>
<p>松本課長</p>	<p>今のお話なんですが、やはり今回の第3期の計画を作る中で、一番大きな反省点ということで、関係機関・団体との連携というのがやはり必要というご意見がありました。先ほど説明したように第3期では連携を</p>

推進すると、推進体制の整備をですね、頭に持ってきたわけなんですけれども、実態としまして、ここ5年間ですねボランティアとか学校司書さんとかが一堂に会する研修会というのが持てませんでした。

令和2年度の当初予算ではですね、若干ではございますけれども、読書活動の報償費を、現在お願いしている状況でですね、新年度は年に1、2回でもそういう研修会をやっていきたいと思っております。

ただ、これまではですね、市P連の母親委員会のほうで各学校図書館を回りながら、役員さんが研修をされていたという実態はございます。

1回県のほうからですね、こういった研修会をしませんかということで南島原市で開催されたので、そちらのほうに関係者に呼びかけをしたんですけど、たまたま母親委員会の日と重なって結局司書さんたちも出席できなかったという残念な思いもあったものですから、新年度からは少しずつそういった連携が図れるような研修会なり、情報交換の場を持つように取り組みをしていきたいと考えております。

森本教育長

今回はイの一番に推進体制の整備を持ってきて、2番目にいわゆる子ども読書活動を推進する、ネットワークの構築とかではなくて、まずは代表者のみなさんが顔を合わせる場、そういった場を作るようにしてやる必要があるなど、これを見ながら思ってたんですけど、各学校の図書部なんかはそれぞれどこかに集まって、それを見学する機会もあったんですが、それも最近は立ち消えになって、せっかく一生懸命にやってらっしゃることをお互いに紹介して、広めていくのは本当に大事ななど、そこは是非こういった計画もできましたので、実践に結び付くような形で少しずつ取り組んでいきたいと考えております。

他にございませんか。他に無いようでしたら、第9号議案については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

森本教育長

それでは、第9号議案は原案のとおり承認いたします。

第10号議案

島原市文化財保護審議会委員の委嘱について

森本教育長

それでは、第10号議案について提案理由の説明をお願いします。

松本課長

第10号議案 島原市文化財保護審議会委員の委嘱について、ご説明いたします。提案理由についてでございますが、島原市文化財保護条例第15条の規定により、委員に委嘱しようとするものでございます。

昨年令和元年8月29日の定例教育委員会において6人の委員の委嘱について教育委員会の議決をいただいておりますが、1名が欠員の状態でありましたので、1名の委員を委嘱するというものでございます。

委員ですが、本田 瑛子氏、島原市上の原一丁目の方でございます。

簡単に略歴を紹介させていただきますと、平成元年4月から平成19年3月まで、約20年近くですが、松平文庫の製本作業員として勤務されていた方でございます。

その間、古文書の修復作業の見直しとか古文書修復研修を企画されたり、また県の研修会を受講されています。また、松平文庫収蔵庫の環境改善とか業務の改善等にも関わられました。

そして文庫の退職後は、熊本県立大学で古文書の修復を指導されたり、また、熊本県立大学の国文研究に「古典籍の修復と保存」を執筆された方でございます。

現在島原市が実施しております松平文庫古文書資料調査にも臨時作業員ということで参加していただいている方ございまして、非常に適任ではないかということでございます。

任期につきましては、欠員の補充と言う意味合いから令和2年2月21日から令和3年9月30日ということで、他の6名の委員と同じ任期で提案させていただいております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

森本教育長

ただいま第10号議案について説明がございました。委員さんからご意見・ご質問があればお願いします。

なにかございませんか。無いようでしたら、第10号議案については、

森本教育長	<p>原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>それでは、第10号議案は原案のとおり承認いたします。</p> <p>第11号議案</p> <p>令和2年度島原市立小中学校教職員人事異動の内申(非公開)</p>
第 6 次回定例教育委員会の日程について	
森本教育長	<p>日程第6「次回定例教育委員会の日程について」を議題といたします。事務局から提案をお願いします。</p> <p>【提案、検討】</p>
森本教育長	<p>次回4月の定例教育委員会を、3月30日(月)午後1時30分から、有明庁舎相談室において行います。</p>
第 7 その他	
森本教育長	<p>次に日程第7「その他」に入ります。(1)報告事項の①第2期島原市教育大綱(案)について報告をお願いします、</p>
菅 課 長	<p>今日差替えがあった教育大綱(案)をご覧いただきたいと思います。</p> <p>教育大綱は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によりまして、地方公共団体の長が教育、学術、及び文化振興に関する総合的な施策の指針として定めることとなり、本市でも平成28年3月に策定をされているところであります。</p> <p>この現行大綱の対象期間が、今年度末で終了するということから、新たに第2期として策定をしたいということで、提案をさせていただきたいと考えております。</p> <p>なお、本大綱につきましては、昨年11月1日の定例教育委員会でも報告をさせていただいており、その後11月22日の総合教育会議でも</p>

同様に提案をさせていただいております。

そういった会議のなかでの意見を踏まえて、今回、再報告をさせていただきたいと思っております。

なお、今回委員の皆様からご意見をいただきまして、加筆修正した案を、本来であれば、再度総合教育会議を開催をして決定すべきところでもありますけれども、前回の総合教育会議で決裁でということでご承認をいただいておりますので、今回のご承認後は市長に決裁を取って、策定をし、法に基づいて公表をしたいと考えているところでございます。

後ろの方に現行の大綱と第2期との対照表をつけておりますので、併せてご覧いただきたいと思っております。

一番目に策定の主旨としまして、これは現行でも明記をしておりますので、まず大綱の法的な性格、位置づけをしたうえで、今回第2期の策定をする根拠、現大綱の計画期間が終了するというところで策定するんだと、それと市の総合教育会議、あるいは定例教育委員会の協議結果や市の最上位計画に位置します第7次島原市市勢振興計画、3月の定例市議会のほうに提案が予定をされておりますけれども、この教育部分と整合性を踏まえたうえで、大綱を策定するというところで規定をしております。

2番目に大綱の位置づけ、ということで新たに今回外に明記をしております。すみません訂正なんですけど、またのところ、また具体的な施策や事務事業については第2期島原市教育振興計画と謳っておりますけれども、現在の教育振興基本計画が2021年度までとなっております。

今回お願いをしております大綱が2023年度までと、大綱のほうにながくなっておりますので、この第2期は削っていただければと、いうふうに考えております。

対照表についてはすいません外しておりましたけれども、原本のほうをつけております。申し訳ございません。

それから、3番目に対象期間を規定しています。前回は、一番最後に謳っておりましたけれども、計画の対象期間は令和2年度から5年度までの4年間ということで明記をしております。

4番目が具体的な目標でございますけれども、これは大きく前回と一緒に、学校教育関係、2番目が社会教育関係、3番目がスポーツ関係、

4番目が基盤整備の推進ということで、幹としては大きく3つに分けて明記をしております。

そのなかで、1番目の学力につきましては、確かな学力を身に付けた、心豊かでたくましく生きる子どもの育成としまして、4つですね、学力向上対策の充実、地域と連携した豊かな心の育成、3番目が新たに設けておりますけれども、国際化、情報化に対応した人材の育成ということで記載をさせていただいております。4番目は同じく、健やかな体の育成ということで、学校の食に関する部分、それと就学前から中学校までのフッ化洗口事業について明記をしているところでございます。

2番目の社会教育については、大きな改正はあっておりませんけれども、現在の社会情勢に合わせて、字句の訂正であったり、加筆修正を加えております。

3番目がスポーツに関する部分でございます。ここが3つございます。1番目が生涯スポーツの充実に関わる部分、2番目がジュニアスポーツの充実に関わる部分、3番目がスポーツを活用した地域活性化の部分ということで、この部分に、新たにラグビーワールドカップ日本大会の公認キャンプ地、東京2020オリンピックレスリング競技やパラリンピックドイツ陸上競技の事前キャンプ地の部分を明記、追記をしております。島原市が国際観光スポーツ交流都市としての位置づけを確かなものにして、交流人口の拡大と地域の活性化に努めるということを大綱のなかで明記をしております。

最後に教育・スポーツ政策推進に向けた基盤整備の推進ということで、1番目に安全で快適な教育・スポーツ施設の整備ということで、現在策定をしております公共施設総合管理計画のなかの個別施設計画を基にして整備を図っていくということを謳っております。

2番目が時代のニーズに即した質の高い環境の整備ということで、空調、あるいはトイレそういったあたりの環境整備、それと新学習指導要領にも謳っております情報活用能力の育成、それに向けた学校ICT環境の整備充実の部分を明記しております。

それ以降については、前回と同じような主旨でございます。

なお、前回と同様、本大綱につきましては、見直す必要が生じた際には、教育委員会と協議の上見直すことができる旨の規定を明記している

	<p>ところでございます。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。</p>
森本教育長	<p>今島原市教育大綱について説明がありました。委員の皆様からなにかありましたらお願いいたします。</p>
本多委員	<p>3ページが一番上のところですがけれども、歴史文化遺産の保護並びに積極的な活用ということで、これは総合教育会議のなかで、友永委員も指摘をされたところですがけれども、この一番上の行のリードの部分ですね、これに保護が入っていないので、入れたほうが良いような気がしますけどね。活用だけしかなくてないので。</p>
森本教育長	<p>おっしゃるとおりですね。その部分に保護を差し込みます。</p> <p>他にありませんか、なければ、起案の日はどうしますか、市勢振興計画を待ちますか。</p>
菅課長	<p>第7次市勢振興計画の上程、議決後のほうが良いと思います。振興計画をもとにこれを作ったとなるので。</p>
森本教育長	<p>それでは、議会で市勢振興計画が諮られますので、その後決裁するというので進めていきたいと思います。</p> <p>続いて②島原市小・中学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針（素案）について報告をお願いします。</p>
古瀬課長	<p>「島原市小・中学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針」について、ご説明いたします。</p> <p>本方針についてはは、2月定例教育委員会後に委員の皆様へ、素案という形でお配りをさせていただきました。</p> <p>本方針は、教職員の長時間労働を是正し、健康及び福祉の増進を図ることを目的として、令和元年12月4日に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」いわゆる「給特法」が改正され、12月11日に公布されました。</p>

この改正給特法の第7条には、「文部科学大臣は、公立学校の教師の健康及び福祉の確保を図ることにより、学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定めるものとする」と規定されています。

今回、この文部科学大臣が定める指針が、令和2年1月17日付けで告示されました。それが、お手元に配付している資料です。また、別添資料として、右上に、別添2と書かれた文部科学大臣が定めた指針も配布しております。

その指針の中の「第4 服務監督教育委員会が講ずべき措置」という項目に、服務を監督する教育委員会は、国が定めた指針を参考にして、「教育職員の在校時間の上限等に関する方針」を教育委員会規則で定めることが規定されています。

地方公務員の勤務条件は、条例主義をとっておりますので、今回の改正を受けて、県も「教育職員の服務を監督する教育委員会が規則で定める」よう規定する条例改正案を2月の定例県議会に上程する予定です。

このことを受けて、今回、素案ではありますが、本市におきましても、「教育委員会規則」及び「方針」を定めようとするものであります。

なお、改正給特法の施行日が、令和2年4月1日でありますので、その施行日以前に、本市の方針を教育委員会規則で定めなければなりません。県条例や他市の規則及び方針制定の動向の情報も得たいと思いますので、今回、委員の皆様のご意見をお聞きして、修正をかけたうえで、教育委員会規則と併せて、4月の定例教育委員会において、議案として上程させていただきたいと思っております。

また、教育委員会規則につきましては、本方針を凝縮した形をとりたいと考えておりますので、今回は、方針についてのご意見をうかがいたいと思っております。

それでは、本方針の内容について何点か説明をさせていただきます。

1点目は、「2 対象者」についてであります。事務職員、学校栄養職員、校務主事は、給特法の対象外職員であり、労基法の対象となる職員です。本方針の定めについては、対象外となっております。

2点目は、「3 在校時間」についてです。

教職員が時間外に行う業務は、労基法に定められている労働時間とは違い、「時間外勤務」と認められないものの、教育活動に関する業務であることには変わりなく、勤務時間と同様に、校長や教育委員会が管理すべき時間であるということが基本となります。

この管理すべき時間を、ICカードリーダー等を使い、客観的に把握することが求められています。

しかしながら、自宅等で行う業務については、ICカードリーダー等での客観的な把握ができないことから、対象外とし、客観的に把握できる時間である、原則として学校にいる時間、つまり、「在校時間」を対象としています。

3点目は、「3 在校時間の上限の目安時間」についてであります。市の職員と同じ月45時間、年間360時間を目安としています。

(3)には、その特例的な取扱いについて記載しています。

4点目は、「4 実効性の担保」についてです。

教育委員会として、今後、取り組むことを記載しています。

5点目は、「5 留意事項」についてです。

教育委員会として留意しなければならないこと。あるいは、実施しなければならないことを、具体的に記載しています。

(2)のICカードリーダーによる勤務時間の把握は、すでに行っています。

(4)の①の医師による受診を進めることについては、現在、受診にかかる予算措置はできております。

同じく(4)の③の休暇の取得については、夏季休業中に「学校閉庁日」を設け、実施しています。以上で説明を終わります。

森本教育長

いま、説明がありました。委員の皆様からご意見がありましたらお願いいたします。

立花委員

一点よろしいですか。働き方改革等については、教育長さんの報告のなかで資料もいただいて、個人的にいろんな思いもあるんですが、この素案に関してだけ、教えていただきたいことがいくつかあります。

一番最後の留意事項なんですが、(4)次のことに留意し教育職員の

	健康及び福祉を確保するのは校長か市教委か、例えば退庁から登庁まで一定時間を確保する、年次有給休暇、休日等については云々取得を促進する、窓口を設置するのは、校長か市教委か。
古瀬課長	市教委としての方針ですので、教育委員会が校長を指導して確保するようにさせます。
立花委員	①についても健康診断を実施するのは、どうですか。
古瀬課長	健康診断の実施についても、市教委で予算措置をしております。
立花委員	その年休等を取得するように、現場を指導すると捉えていいですね。
古瀬課長	まとまった日数ということで、学校閉庁日を実施しております。
立花委員	相談窓口を設置するのも、市教委に設置する。
古瀬課長	学校にもありますけれども、市教委にも担当者を置き、窓口を設置します。
立花委員	はい、わかりました。
友永委員	働き方改革のための取り組み状況についての去年の7月1日現在の資料のなかで、2ページのところの在校時間の把握方法というところで、島原が4月1日の状況で違っているということですか。
古瀬課長	11月1日から実施をしております。
友永委員	分かりました。
森本教育長	よろしいでしょうか。この資料と一緒に新聞記事と内外教育のコピーをつけておりますが、お二方が違う立場からご意見をされています。

内外教育のほうは、もう少し真剣に教員数を増やしてでもどんどんやれという立場、もう一方は、現職の校長先生ですけれども、やはり教員の仕事というのは、時間を要するものであってそれも認めてくださいよという意見、これも私も十分わかるんですが。

実は今回上限の目安として45時間というのを設定しています。あくまでも目安なので、それをきっちり守らせるようにやっていくのが我々の仕事なんですけど、まずは、80時間越えを絶対ゼロにしないといけないうらう、それから少しずつ切り込んでいかないといけないうらうと思っています。

しかしながら、文科省が言うには早く帰らせて家で仕事をさせればいいじゃないかという考えはやめてくださいと、原則持ち帰りはありませんよと、そういったことを国会で答弁している。

となれば、一体どうするんだとなってくるわけです。私も立花委員もそうでしたけれども、教員というのは当たり前だと、学校で授業をするなら家に持ち帰って、その準備をするのが当たり前だという世界で生きてきたものですから、そこまで踏み込んで言われると本当に難しいなと思いますし、教員文化というのがなくなってしまうのではないかという想いをいたしております。

それから、今うちも部活動のガイドラインを作って、生徒の健康状態の保持も併せて、教員の勤務時間の縮減を図っているんですが、あのガイドラインどおりにやったとしても44時間になってしまう、部活動だけですって、となれば部活動以外なにもできなくなってしまう、そこもちょっと厳しいところがあるなと思っています。

もう、本丸まで切り込んでいかないと国がいうようなことはなかなかできないなという想いをいたしております。

文科も、これはかなり強硬にやっていくということで、ICカードリーダー等をきちんと設置してないと教員の加配とか文科省の補助事業をさせませんよと加配教員もつけませんと国会のなかで言っていますのでかなり厳しく指導を受けるんだらうと思っています。

本多委員

逆に言えばそういうふうに厳格にしていけば、実際ダメでしょうけど、家に持って帰ってするというのが多くなる、とすると絵に描いた餅

	<p>ではないけど、ねえ、これを守らないと加配とかがつかないということでしょう。現場は大変ですよ。</p>
森本教育長	<p>給特法が改正になって、これを守らないと勤務時間の長短によって夏休みに休みなさい、それもさせませんよというようになりかなり厳しい部分があります。</p>
本多委員	<p>実際この前資料を出していただいたんですよ。小中学校の100時間とかおられましたけど、おそらく部活動、運動部の担当が多かったと思うんですけど、教頭先生なんか100時間超えてましたもんね。</p>
古瀬課長	<p>100時間は新補の教頭で4月の時点では慣れないのもあったんですが。</p>
本多委員	<p>それを除いても、大変な仕事をされてるわけですね。</p>
古瀬課長	<p>ただ、以前口頭での申告だったものをICカードリーダーを導入して、だんだん減ってきているのは事実です。校長先生方が非常に気を使いまして、とにかく働き方改革ということで、ノー残業デーの徹底と早めに帰るということで、少なくともはなってきました。</p> <p>教育長が言ったとおり、まずは80時間超えをなくす、中学校の教員が課題だと思いますので、そこにまず切り込んでいきたいと考えてます。</p>
友永委員	<p>いいですか。中学校のことだろうと思うんですけど、部活の在り方が学校の教育の中で代々入ってますよね。先生の業務のなかとかいうか一部に、これの在り方というのに変えないと、言えば地域の社会体育という部分で、その部分はやるんだという方針転換をしないと部活を担当をされている先生はおそらくそれだけで時間外がいっぱいいっぱいだと思うんですね。</p> <p>持ち帰りの問題については、私たちは教育の世界のことはよく知りませんが、いまおっしゃるよう到大変だと思うんですよ。家で次の</p>

授業の準備をしたり、逆に言うと子供たちの授業とか、あるいは学級経営をするために、家に持ち帰らないことをしようとすれば、学級通信とか親であれば見ますよね。ああいうものの仕事量を減らすとか、あるいは学校内の報告書の見直しをすとか、例えば、学級経営するためのいろんな報告が多いでしょう、評価をしたり、そういう部分も多いから、そういったものを根本的に変えない限り、でもそれを変えれば教育の骨を無くしてしまうというか、そういう部分もあるから、その辺のところを抜本的に変えないと。

私も、中学校の部活に長いこと関わってたから思うんですけど、中学校が主催する中体連とか、あるいはその練習試合とか大会とかありますけど、そういうもの以外は、先生たちに関わってもらわなくてもできるような体制、つまり施設は貸してもらって、外部の人に依頼をして、そういったことをはっきり打ち出さないとできないような気がしますけど。

実際やってみればできると思うんですよ、ただし文書管理とか学校が把握しとかなければならない学校体育に関する指導の部分とかそういう部門については、外部の人と交互に役割を変えとかそういう比重のかわからないようなやり方をしないと、いつまでたっても大変でしょう。教育委員会もなにを言っているのかとなりますよ。まったく相反する基準になってますから。

本多委員

確かに意見の出しようがないですね。現実と非常に乖離しているじゃないですか。

古瀬課長

すいません。私も部活動に関しては実は非常に納得がいかない部分がありまして、部活動は学校教育の一環であると、学校教育活動であると、ところが給特法では、時間外勤務は命ずることができないと4時40分からは命ずることができませんけれども、部活動はあってるんですね、それなのに学校教育活動の一環であるとその辺の矛盾が非常に私のなかにもありまして、だからそこを本来は学校教育活動の一環なのかそうでないのか、それならば時間外勤務はどうなってくるのか、そこからまず解決しないと、この問題は非常に難しくなってくるんだろうなと思

います。

それで、本多委員さんも言われたこの上限等ですけれども、現実的に非常に厳しくてどうなのかなと思うんですが、さきほど教育長も言われたとおり、目安ということで捉えて、まずは100時間はもういません80時間になりました、この80時間をゼロにしましてこれを、60、50と段階的にしていきたいと思います。

そして現実的に現場は校長先生が管理しておりますので、校長会と教育委員会と実際にどういうことが業務として削減ができるのか、どういうことをすれば、時間外勤務の縮減につながっていくのかを時間をかけて話し合いをしながら、持続的に取り組めるような内容にしていきたいと考えております。

本多委員

あの、負担軽減のためにですよ、部活動、運動部の指導員制度ってありますよね、それをいま島原市は導入してないじゃないですか、よそがそういうのを導入して軽減しているような話も聞いたんですが、島原市でも導入するような考え方はないですか。大分、軽減できると思うんですが。

古瀬課長

今言われた部活動指導員ですね、これにはまず大きな問題がありまして、まず人材確保というのが難しいんですね。これを島原市、あるいは学校に一人置いたとしても、すべての部活動を網羅しなければいけませんので、どこかのクラブだけに配置して、そのクラブだけがということもできません。というのがまず一点目、そしてもう一点がやはり予算的なものです。これには予算が伴いまして、それ相応の報酬を支払わなければなりません。ですから、人材の確保、人数と予算、あとは全市的にどうするか、できれば配置したいとは考えてますが現実的にまだそこまで至っていない。佐世保か長崎がやっているとおもうんですけれども。

友永委員

いいですか。端的に一言。学校体育を外して社会体育にすればどうですか。社会体育の登録制度をまずつくって、どういう人がいるかとまず実態調査をして、学校体育から切り離して、それは社会体育ですよ。社会体育で登録した人材を活用する。予算的な面においては、ボランテ

ィアでやるか、それに近い額でやる。少なくとも今、年間の額を見ると本当に少額ですよ、そういうものを先生たちの時間外に充てることは当然できないんですけど、そういった仕組みをやってみないとこれは解決しないと思います。

先生方が土曜日曜、部活で出てきてとそれは大変ですよ。社会全体が先生をあてにして、握って離さんとそういった社会の仕組みを変えないと抜本的な改革はできない。私も社会体育に関して昔からそういった持論を持ってました。実際私も学校に行ってみて、文書管理だけやらせてもらえば、連絡だけしてもらえば指導はこっちでしますよ。というようなことで、実際やれますから、やった経験からそういう基本的な島原のそういうケースをですよ、他の市でもやってるそうですから、抜本的な見直しをしたらどうですか。モデルケースでいくつか指定してでも。と私は思います。

森本教育長

ありがとうございました。指導員については、今西海市がいてるんですよ、ただこれは一運動競技に一人、その一人の指導員さんが各学校を回っていらっしゃる、週に一回だけ行ってらっしゃる。これは退職校長を入れてるんだと言われてました。

人を増やすことができない。人がいないとのことでした。長崎、佐世保でも同様です。なかなか県下では増えていくような状況ではありません。それから会計年度任用職員の措置もありますので、相当な支出も増えているという状況のようです。

それと、友永委員さんおっしゃったように、地域総合型クラブへの移行というのは、文科省もスポーツ庁も考えているんですけど、中体連組織をどうするかということ、国全体で考えていってもらわないと、今の地域スポーツでいくと中体連組織に加盟できませんので、中体連に参加できないと、そういったネックがあって、難しい部分があります。

文科大臣もこれは応急的な措置ですよと言ってます。令和4年度にもう一回勤務実態調査をしますよと、それをもとに枠組みを変えていきたいと思いますということは大変も答弁しているようですけど。

令和4年度に成果が挙げたらこのままいきましょうとなるかもしれない、挙げがらなかったら枠組みを変えようとなるかもしれませんし。

	<p>難しい部分はありますが、市教委としても校長と相談しながら、できるところからやっていきたいと思っております。具体的になかなか浮かびませんが。</p> <p>それではよろしいでしょうか。</p> <p>続いて③3月行事予定について各課から報告をお願いします。</p>
菅 課 長	<p>教育総務課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。</p>
古 瀬 課 長	<p>学校教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。</p>
松 本 課 長	<p>社会教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。</p>
浅 田 課 長	<p>スポーツ課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。</p>
森本教育長	<p>各課から報告がありましたが、何かご質問はありませんか。</p>
森本教育長	<p>よろしいでしょうか。特になければ(2)その他について、各課からなにか報告等があればお願いします。</p>
古 瀬 課 長	<p>冒頭に教育長が言われた新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について、文部科学省それから県の方から通知が参りました。</p> <p>中国の武漢等に渡航歴のある人、またはそういった人との濃厚接触者を対象とした通知でしたが、国内感染の拡大が確認されたことから、今回初めて文部科学省において、渡航歴等とは関係なく、児童生徒が感染した場合の対応について、文書が送付されました。</p> <p>5項目ありますがそのうち3つ紹介いたします。校長は学校保健安全法第19条の出席停止の措置をとること、都道府県等は公衆衛生対策の観点から休業の必要性の有無について判断し、必要であると判断した場合は学校の設置者に対し、学校の全部または一部の臨時休業を要請する、3点目はと都道府県等から臨時休業の要請がない場合でも、学校の設置者は必要な臨時休業を行うことができるとなっております。</p> <p>委員の皆様にはこちらのポンチ絵をお配りしておりますので、そちら</p>

をみていただければと思います。新型コロナウイルス感染症、児童に発症した場合の対応の仕方です。保護者からの連絡によりまして、学校と市の教育委員会、保健所、それから県の教育委員会、県の医療政策課等で情報を共有いたしまして、対応協議判断と真ん中にありますが、そのフキダシのところの一番上です。臨時休業の必要性を判断します。

今回新たに出てきたのが、一番下に四角で囲んであるところに出席停止の目安というのが右下に書いてございます。37.5度以上の発熱が4日以上続く場合、強いだるさや息苦しさがある場合、コロナ感染症と診断された場合が出席停止の目安として示されました。

ただインフルエンザ等につきましては、発症後5日、解熱後2日という基準があるんですが、コロナウイルスにつきましては、治療が済んだ場合としか、まだ具体的な指標がありません。

ただこれも、2月18日現在ということで、状況が刻一刻と変化しておりますので、また文科省から通知が来たらすぐに学校の方へ通知、指導をしていきたいと考えております。以上です。

森本教育長

今新型コロナウイルスの発症時の対応ということで、報告がありました。なにかご質問等ありましたらお願いします。親が発症したとき子どもはどうすればいいのかとかありますが。

本多委員

テレビ等でも言ってましたね、37.5度以上が4日とかが現実的ではないとか、学校にも指導できないのでは。

古瀬課長

県のほうにもお聞きしました。家族が発症した場合どうすればいいのかと、県としては国からこれしか来てないので、それ以上はわかりませんとのことでした。

友永委員

連休までに少し落ち着けばいいんですが。

森本教育長

子どもたちが強いだるさや息苦しさを覚えることがあるのかな、子供たちも自分の体調の判断というのがなかなかできないからですね。大人だったらすぐできるんですけど。

	<p>ともあれ、こういった対応を基本的にはやっていくということで、考えておきたいと思います。まずは県内で感染が起きないことを願いたいと思います。他に何かありますか。</p>
古瀬 課長	<p>ここからは非公開でお願いします。</p>
森本教育長	<p>「非公開」での取扱いの申し入れがっておりますので、島原市教育委員会会議規則第16条に基づき「非公開」で審議にしたいと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>《承認》</p> <p>異議がないようですので、「非公開」といたします。</p> <p>児童生徒の事故等の報告（非公開）</p>
古瀬 課長	<p>以上、報告を終了します。</p>
森本教育長	<p>非公開での審議を閉じて委員会を再開します。他にありませんか。</p> <p>無いようでしたら、これより第11号議案の審議に入ります。会議規則第16条の規定により、これより非公開で審議を行いますので、教育次長、そして学校教育課長以外の退席を求めます。</p> <p>第11号議案 令和2年度島原市立小中学校教職員人事異動の内申について(非公開)</p> <p>(第11号議案については、原案どおり承認。)</p>
森本教育長	<p>これにて非公開での審議を閉じまして、退室者の入室を許可します。</p> <p>委員会を再開します。これより公開審議とします。各課から何かありますか。委員の皆様から何かありますか。</p>

	<p>他にありませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p>
第 8 閉会 (17:10)	
森本教育長	これで本日の3月定例教育委員会を閉会します。

上記のとおり会議の顛末を記載し、ここに署名いたします。

教 育 委 員

教 育 委 員

記 録 職 員